

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：中部上北広域事業組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	105.6% (95.1%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.1% (67.1%)
全職員	90.9% (81.9%)

※七戸病院の医師を除いた割合。()は全職員。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	64.6% (64.6%)
本庁課長相当職	104.8% (72.2%)
本庁課長補佐相当職	105.4% (105.4%)
本庁係長相当職	102.5% (102.5%)

※七戸病院の医師を除いた割合。()は全職員。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.0% (99.0%)
31～35年	101.0% (101.0%)
26～30年	102.3% (94.4%)
21～25年	99.8% (90.1%)
16～20年	97.8% (64.0%)
11～15年	118.5% (103.9%)
6～10年	108.6% (108.6%)
1～5年	95.3% (79.5%)

※七戸病院の医師を除いた割合。()は全職員。

【説明欄】

・常勤職員の医師は、男性職員のみとなっているので、医師を除いた割合も表示しています。また女性職員は、看護師の割合が高く、夜間勤務手当、特殊勤務手当等で男性職員を上回っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。